## 山口県警察における会計の監査に関する訓令

平成16年4月21日本部訓令第23号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察における会計の監査(以下「会計監査」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(会計監査実施計画)

- 第2条 警察本部長(以下「本部長」という。)は、年度の末日までに翌年度 に行おうとする会計監査の実施計画(以下「会計監査実施計画」という。) を策定するものとする。
- 2 会計監査実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 会計監査の実施項目
- (2) 会計監査の対象所属
- (3) 会計監査の実施時期
- (4) その他必要な事項
- 3 本部長は、他機関が実施する会計監査の時期等を勘案して特に必要がある と認めるときは、会計監査実施計画を変更することができる。

(実施)

- 第3条 本部長は、責任者として会計監査を実施し、又は警務部会計課長その他の職員(以下「会計課長等」という。)に命じてこれを実施させることができる。
- 2 本部長及び会計課長等は、会計監査の実施に当たり、関係職員に補助を命ずることができる。
- 3 会計監査は、会計監査実施計画に基づき実施するものとする。ただし、本部長が必要があると認めるときは、その都度、実施項目、対象所属等を決めて会計監査を実施することができる。

(監査事項)

- 第4条 会計監査は、次に掲げる事項について、帳簿、書類その他の資料の検 査により実施するものとする。
  - (1) 国費及び県費に係る収入支出
  - (2) 現金及び有価証券の出納及び保管
  - (3) 国費及び県費に係る物品の出納及び保管
  - (4) 公有財産の管理
  - (5) 遺失物の取扱い
  - (6) その他必要と認める事項

(説明の要求等)

第5条 本部長又は会計課長等は、会計監査の実施に当たり必要があると認めるときは、対象所属の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定

する期日及び場所に職員を出頭させるよう求めることができる。

(公安委員会に対する報告)

第6条 本部長は、会計監査の実施結果について、少なくとも毎年度1回(第3条第3項ただし書の規定による会計監査の実施結果については、その都度)、公安委員会に報告しなければならない。

(実施結果に基づく措置)

第7条 本部長は、会計監査を実施した所属の長に対し、結果の通知を行い、 改善を要する事項については、報告を求めるものとする。